

# BRAVO エコノミー 利用規約

株式会社フューチャースピリッツ

## 第1条 （用語の定義）

BRAVO エコノミーとは株式会社フューチャースピリッツ（以下「甲」という）が運営する各種サーバーを利用して、（以下「乙」という）が、乙が保持する又は収集する電子メールアドレスを含む顧客の情報（以下「顧客リスト」という）に対し電子メールで情報を発信可能とする甲のサービスをいう（以下「本サービス」という）。

## 第2条 （契約の成立）

甲が運営するウェブサイト上の申込みページから本サービスに申込みを行い、甲がその申込を承諾することで契約の成立とする。

また、乙は甲が指定する書面により、申し込みを行った場合も契約が成立するものとする。

## 第3条 （サービスの利用目的）

乙は本サービスを商用目的で利用することができる。

但し、乙が本サービスを利用して本サービスと同様の、若しくは類似のサービスを第三者に提供することはできない。

## 第4条 （本契約の適用）

1. 本契約は、本サービス利用に関する、甲乙間の一切の關係に適用する。
2. 乙は、本サービスを通じて発信する内容に関しては、本契約の他、インターネットの利用上のモラルを遵守し、甲が必要に応じて行う指導に従うこととする。
3. 甲は、乙に対して電子メールにて通知または本サービスのホームページ上で告知することにより、本契約を適宜変更できるものとします。

## 第5条 （禁止行為）

1. 乙の本サービスを利用して発信する電子メールに掲載される情報が以下のいずれかに該当する場合、甲は乙に事前の連絡、通知をすることなく、甲が乙に提供する本サービスの利用を中止することができるものとする。

- (1) 公序良俗に反する情報
  - (2) 特定人物、特定組織等への中傷を行う情報
  - (3) 知的所有権の侵害を行っている恐れのある情報
  - (4) 経済の安全性、信頼性を損なう恐れのある情報（詐欺、のみ行為、ねずみ講等）
  - (5) 反社会的行為に結びつく恐れのある情報
  - (6) 個人の尊厳等を傷つける恐れのある情報
  - (7) 人権侵害の恐れのある情報
  - (8) 個人のプライバシーの侵害、及びそれを幫助する恐れのある情報
  - (9) その他、甲が不適切と判断する情報
2. 本人の承諾を得ていない顧客リストに対して乙が本サービスを用いて、情報を発信することはできない。
  3. 本サービスは、読者リストを入れ替えての配信はできない。
  4. 前項所定の情報であることが判明した場合、甲は乙に通知することなしに、サーバー上の乙の情報を削除するなど本サービスの提供を拒絶し、中止することができるものとする。

#### **第6条（本サービスのシステム保守について）**

本サービスを提供するためのシステムは、原則として甲が「1日 24 時間・365 日」運用するものとする。但し、システムまたは関連設備の修繕保守、故障等、止むを得ない事由による運用停止はこの限りではない。そのような場合、甲は乙に対しては可能な限り事前通告を行うが、天災、突発事故、故障等の場合は通告を省略することができるものとする。

以上の事由によって本サービスに一時的な中断、遅延等が発生しても、甲は一切責任を負わないものとする。

#### **第7条（利用料金と支払方法）**

1. 乙は、本サービス利用に関し、甲が別途定める月額運用費を甲の指定する方法により支払う。
2. に関する月額運用費の計算にあたっては、サービス利用開始日から1ヶ月を計算期間とし、契約期間は6ヶ月とする。
3. 本サービス月額運用費の支払は、前払いとし、乙は2週間以内に甲指定の銀行口座に送金する。送金に際して発生する手数料は全て乙の負担とする。
4. 甲は、1ヶ月前の告知をもって月額運用費の改定を行うことができるものとする。

#### **第8条（利用料金の変更）**

- ・ 別途に定めるサービスコースの制限を越えた場合、その次月から利用料金を変更するものとする。
- ・ 前契約時に乙が支払った料金と上記コースに移行した後の差額料金はについては、次回契約時に甲が乙に対して請求する。乙が、本サービスの解約を申し出た場合も、甲は契約終了時までの料金差額を、乙に対して請求するものとする。

## 第9条 （本サービスにおける著作権等）

1. 乙が発信する情報で創作した著作物・創作物については、乙自身を当該著作物・創作物の著作者・作者または、肖像権者であるとみなす。
2. 第三者との契約または第三者が著作権などの無体財産権、肖像権を有するとの理由などにより公表・複製または改変等が禁じられている著作物・創作物の公表並びに複製、改変、翻案または翻訳等の権利侵害行為があった場合には、乙に責任が帰属することとする。

## 第10条 （甲の免責）

1. 本サービスを通じて乙が発信した情報が第三者や他の契約者に損害を与えた場合には、乙は自己の責任と費用において解決し、甲に損害を与えることのないものとする。
2. 管理ページで管理される顧客データのバックアップは1週間に1回の全体バックアップ、更に1日1回の差分バックアップを甲が行うものとする。  
甲が本サービスで管理・運用するサーバーに何らかの障害が発生し顧客リストが紛失した場合は、甲はバックアップのデータを速やかに自己負担で回復するものとする。  
障害発生から最も近いバックアップまでの期間に加わった或いは加えられた顧客リストの紛失について甲は乙に対して一切責を負わないものとする。
3. 甲は、本サービスを通じて顧客リストに配信された電子メールが当該顧客に到達することを保証しないものとする。
4. 甲は、次のいずれかが発生した場合でも乙に対して一切責任を負わないものとする。
  - 本サービスの変更、中断、中止もしくは廃止。
  - 本サービスにより送信される電子メールの延着、未達、流失、消失、改ざん、文字化け等。
  - 甲指定のサーバーに保存・管理されている顧客リストその他の各種データの消失、流出、改ざん、文字化け等。
  - 本サービスに関連してユーザー、二次利用者および第三者に発生した一切の損害。

## 第11条 （社会的責任）

1. 利用者は、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。
  - (1)自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団ならびにその関係団体等をいう。）でないこと。
  - (2)反社会的勢力でなかったこと。
  - (3)反社会的勢力を利用しないこと。
  - (4)反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと。
  - (5)自己の役職員が反社会的勢力の構成員でないこと。
2. 当社は、利用者が前項に違反すると判明したときは、催告、通知その他の何らの手続を要すること

なく即時に利用契約を解除することができるものとします。

但し、前項(3)～(5)に違反すると判明したときは、相当の期間を定めて利用者に催告し、なお是正されないとき、利用契約を解除することができるものとします。

3. 当社が前項により利用契約を解除した場合、利用者は当該解除を理由に当社に損害賠償を請求することはできないものとします。

## **第12条（秘密保持義務について）**

両者は本契約の締結、履行および本件の実施に伴い知り得た相手方の情報を秘密として保持するものとする。

本条の規定は本契約終了後6ヵ月間、効力を有するものとする。

## **第13条（顧客リスト保持について）**

甲が管理する乙の顧客リストについては、以下の事情がない限り乙の承認なく、第三者に開示・提供しないものとする。

- 法令に基づき裁判所その他の司法機関および行政機関から開示を要求された場合。
- 第三者の権利、財産、信用等を保護する必要があると甲が判断した場合。
- 第三者から甲に対する苦情、問い合わせ等により、甲が迷惑または損害を被る、或いはその恐れがある場合。

## **第14条（損害賠償）**

甲または乙が本契約に定める義務を履行しなかった場合には、本契約の他の条項により免責される場合を除き、不履行により相手方が受けた損害を賠償する義務がある。

## **第15条（最低利用期間）**

本サービスの最低利用期間は利用可能日より6ヶ月とする。

なお、乙が最低利用期間終了の1ヶ月前までに甲にWEB上、または書面にて、本サービスの解約を通知しない場合は、本サービスの契約期間は自動的に6ヶ月延長するものとする。

## **第16条（乙からの本サービスの解約）**

1. 乙が本サービスを第十四条で定める期間以前に解約する場合は、自署捺印した書面による届出を必要とする。
2. 利用契約期間内に解約する場合、利用契約期間終了時までに発生する料金・費用は一切払い戻しない。

## 第17条（甲からの本サービスの解約）

1. 甲はいつでも、停止の 1 ヶ月前までに乙に書面にて届け出ることによって本サービスを解約することができる。
2. 乙が次の各号の一つにでも該当する場合、甲は、事前の通知なく、直ちにサービスを解約することができるものとする。
  - (1) 本サービス利用開始後、第五条に該当する情報が存在することが判明した場合
  - (2) 本サービスの料金の支払を滞った場合
  - (3) 乙が監督官庁から営業取り消し、停止などの処分を受け、情報の発信をすることができなくなった場合
3. 前項により解約の場合、乙が既に支払った料金は、一切、払い戻ししない。
4. 第十五条及び本条項に基いて解約される場合、別途規定される場合を除き、甲乙ともに解約にもとづく損害賠償は発生しないものとする。

## 第18条（商標権等）

乙は、甲の事前の書面による承認のもとに、商品販売促進等の目的のため、本サービスの名称・甲の商号、商標・サービスマーク等の無体財産権を使用できる。

但し、使用の際には、甲の権利であることを明示しなければならない。

## 第19条（届出義務）

1. 乙は、本サービスの申込内容に変更があった場合は、速やかに甲に届け出るものとする。
2. 乙が前項の届出を怠ったために、甲の通知または送付された書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。

## 第20条（債権譲渡権）

本サービスに関して発生した債権及び契約上の地位は譲渡することができない。但し、相手方が同意した場合はこの限りでない。

## 第21条（合意管轄）

本サービスの利用に関する訴訟は、京都地方裁判所を専属裁判所とする。

## 第22条（準拠法）

本サービスの利用に関する問題は、日本法を準拠法とする。

## 第23条（協議義務）

本サービスの利用に関して、本契約、甲の指導により解決できない問題が生じた場合には、甲乙間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとする。

平成 26 年 12 月 16 日 一部改定